

令和8年度整備分
(介護予防)特定施設入居者生活介護
【介護専用型以外】
施設整備運営事業者 公募要項

令和6年11月
福島市

《目 次》

1	公募の趣旨	．．．．．	1 ページ
2	公募の対象施設について	．．．．．	1 ページ
3	公募の対象者について	．．．．．	1 ページ
4	設置基準等の遵守について	．．．．．	1 ページ
5	補助制度について	．．．．．	1 ～ 2 ページ
6	今後の日程について（予定）	．．．．．	2 ページ
7	選考方法と結果について	．．．．．	3 ページ
8	質問及び回答について	．．．．．	3 ページ
9	応募書類の提出について	．．．．．	4 ページ
10	留意事項	．．．．．	4 ～ 5 ページ
11	提出書類等（既存の法人の場合）	．．．．．	6 ～ 9 ページ
12	提出書類等（新たに設立する法人）	．．．．．	10 ～ 12 ページ
13	応募様式（様式第1号及び1号－2～様式第9号）	．．．	13 ～ 29 ページ

1 公募の趣旨

福島市では、「福島市高齢者いきいきプラン2024」に基づき、介護サービスの充実を図るため、新設により（介護予防）特定施設入居者生活介護【介護専用型以外】の整備を行う事業者を公募します。

2 公募の対象施設について

種 類	整備 区分	整備年度	開設年度	整備 施設数	定 員	区 域
（介護予防）特定施設入 居者生活介護※1 【介護専用型以外】※2	新設	令和8年度	令和9年度 ※令和9年12月末 までとする。	1施設	40人	市内全域

※1 有料老人ホームに該当するサービス付き高齢者向け住宅を含みます。

※2 介護専用型以外とは、入居者を「要介護者と配偶者及び3親等以内の親族等」（要介護者等）と限定しない施設です。

3 公募の対象者について

- (1) 確実な事業実施及び運営を行うために十分な経営基盤、事業に対する知識等を有すること。
- (2) 介護保険法第70条第2項各号及び第115条の2第2項各号に定める要件に該当しない法人、又は新たに法人を設立する予定の団体であること。
- (3) 福島市暴力団排除条例（平成24年3月27日条例第10号）に基づき、暴力団、暴力団員及び社会的非難関係者でないこと。また、これらの者との関係を有していないこと。
- (4) 法人及びその役員について、市税等の未納がないこと。

4 設置基準等の遵守について

施設運営にあたっては、介護保険法、老人福祉法、「福島市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成30年1月12日条例第20号）」、「福島市指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例（平成30年1月12日第22号）」、福島市有料老人ホーム設置運営指導要綱、福島市有料老人ホーム設置運営指導指針に基づき、指定に係る人員・設備・運営基準をすべて満たす計画とすること。

5 補助制度について

- (1) 施設整備費補助金について
施設整備費に対する補助事業はありません。

(2) 施設開設準備経費補助金について

福島県地域医療介護総合確保基金事業を活用し、「福島市地域医療介護総合確保基金事業補助金交付要綱」に基づき、施設開設の際に必要な経費等の一部を、福島県及び福島市が予算の範囲内で補助します。ただし、制度見直し等により変更となる場合がありますので、予めご了承ください。
なお、整備運営予定事業者の決定により、補助金の交付を確約するものではありません。

【参考】補助単価（予定）

施設の区分	整備内容	定員1人あたりの補助単価
特定施設入居者生活介護	施設開設 準備経費	989千円

※定員40人の場合の開設準備経費助成金額は、39,560千円となります。

(3) 補助金の交付について

「福島市補助金等の交付等に関する規則」で定める交付決定の取り消しに該当する事実があった場合、補助金交付の決定の全部又は一部を取り消すことがあります。

6 今後の日程について（予定）

日 程	内 容
令和6年11月11日（月）	公募要項公開
令和7年4月7日（月）	応募受付開始
令和7年5月30日（金）	応募書類の提出期限・応募書類確認
令和7年7月	書類審査（必要に応じてヒアリングを実施）
令和7年8月	整備運営予定事業者決定
令和7年9月～	新設に向けた準備開始
令和9年度（12月末まで）	開設

※ 有料老人ホームの設置手続きに関する日程及び（介護予防）特定施設入居者生活介護【介護専用型以外】の指定手続きに関する日程は、上記に含まれていません。

7 選考方法と結果について

- (1) 整備予定事業者の選考にあたっては、学識経験者、被保険者等及び福祉関係者等で構成する選考委員会を設置し、市の審査基準等に沿って書類審査及び、必要に応じてヒアリングを行います。
- (2) 選考結果は、応募者に文書で通知するとともに、本市のホームページに掲載します。

No.	評価項目	評点
1	運営理念等	16 点
2	経営基盤	14 点
3	サービス実施に係る具体的な運営の考え方	32 点
4	地域との連携	13 点
5	従事職員関係	15 点
6	施設整備面	6 点
7	特筆すべき事項	4 点
		100 点

8 質問及び回答について

受付期間	令和6年11月11日（月）～令和7年3月7日（金）まで
質問方法	下記の質問フォームから、質問の内容を簡潔にまとめた質問書を提出してください。 電話、口頭等による質問は受け付けません。
質問フォーム	本市ホームページへ質問フォームを掲載します。
回答方法	①質問者に対し、質問受付後2週間程度で回答します。（メール回答） ②回答日に、本市ホームページにて質問及び回答内容を掲載します。
掲載先 （ホームページ）	福島市ホームページ＞健康・福祉＞福祉・介護＞介護・福祉サービス事業者 ＞介護事業者の皆様へ＞介護保険施設等に関する公募情報 ＞令和8年度介護保険施設整備運営に係る事業者を募集します

9 応募書類の提出について

受付期間	令和7年4月7日（月）～令和7年5月30日（金）
受付時間	午前9時～午後5時まで（土日祝日を除く）
提出先	福島市介護保険課介護資格係 TEL：024-525-6551 必ず電話でご予約の上、持参して提出してください。（郵送不可）
提出書類	(1) 「11 提出書類」（P6～P9）又は、「12 提出書類等」（P10～P12）のとおり提出してください。 (2) 提出された書類は返却しません。 (3) 応募書類の提出に要する経費については、選考の結果にかかわらず本市では一切負担しません。 (4) 提出部数 ①紙媒体：A4判でファイリングしたものを8部（正本1部、副本7部） ・ 正本、副本にはインデックスを付けてください。 ・ 副本は、正本をそのままコピーしたものとします。（原本証明は不要） ・ 書類は、通しでページ番号を記載してください。 ②電子データ：正本をPDFデータにしたものを1部 ・ ファイル名は、インデックスのとおり入力してください。 ・ 図面や写真については、内容を鮮明に確認できる程度の容量（解像度）としてください。 ・ CD-R又はDVD-Rに書き込んだものを提出してください。（USBメモリやメール添付による方法は受け付けません。）

10 留意事項

(1) 応募者について

- ① 実際の事業運営主体からの応募に限ります。運営主体が未定である場合は、運営内容が把握できないため応募は受付けません。応募にあたっては、役員会、理事会等の議決等により、正式な意思決定を経て応募してください。
- ② 新たに法人を設立する場合は、応募時は法人ではないため、設立準備会として応募してください。
 - ・ 仮の団体名は「（仮称）（法人の種別）〇〇 設立準備会」、代表者の肩書きは「設立代表者」としてください。
 - ・ 「設立代表者」は設立発起人会の議事録と委任状などで、代表権を明らかにした上で、設立代表者として応募してください。
 - ・ 法人格取得までの予定が分かる資料を提出してください。
 - ・ 法人認可に関することは、設立準備会の段階で所轄庁と事前に協議してください。

(2) 1法人につき応募は1件とします。

(3) 資金計画等について

- ① 運転資金については、施設の運営収入が確保されるまでの運転資金として次の額に相当する現金、普通預金又は当座預金等を自己資金として確保してください。
 - ・ 運転資金は年間事業費の12分の3以上に相当する額になります。
 - ・ 年間事業費は「②資金収支計画」の経常支出額を算定基礎としてください。
 - ・ 年間事業費は1年目の収支を基礎として差し支えありませんが、12分の3は最低水準であり、開設前からの職員採用なども想定して、実際に必要な運転資金を確保してください。

② 資金収支計画（P 7 提出書類①、P 1 1 提出書類⑩関係）

- ・事業開始から３年間の計画を立て、また、同時に整備する併設事業所がある場合は、全ての併設事業所について、それぞれ３年間の資金収支計画を立ててください。
- ・収入や支出については、各事業者の経営方針で計画的な見込みを立て、利用者確保の見込み（稼働率）や、人員配置、職員の採用計画などに基づき算定してください。

③ 法人の設立に必要な資産を寄附する場合は、書面による贈与契約が締結され、寄附者の所得、資産状況、営業実績等からその寄附が確実なものにしてください。

(4) 建設用地等について

① 既存の建築物の改修等の場合であって当該建築物が昭和５６年以前に建築基準法による建築確認を受けて建築された建物は、平成１８年１月２５日付け国交省告示第１８４号「建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針」又は平成３１年１月１日付け国住指第３１０７号「建築物の耐震診断及び耐震改修に関する技術上の指針に係る認定について（技術的助言）」に定める耐震診断及び耐震改修を受けていることが必要です。

② 建設予定地については、建設が可能である土地かどうか事前に市の都市計画課、開発建築指導課、河川課、農業委員会、文化振興課 等、あらかじめ関係部署と協議してください。

③ 浸水想定区域（内水を含む）及び土砂災害警戒区域に指定されている地区は、高齢者の安全で安心な生活の観点から募集の対象外とします。

(5) 本公募により整備運営予定事業者となった事業者は、老人福祉法による有料老人ホーム設置関係手続き及び介護保険事業者の指定（介護予防含む）申請手続きが必要です。また、有料老人ホームに該当するサービス付き高齢者向け住宅については、高齢者の居住の安定確保に関する法律に基づく登録申請手続き等が必要となります。その際に、各基準を満たしていない場合、公募違反となるため、必ず指定基準を満たすよう計画を作成してください。

(6) その他

① 応募者は、応募書類の提出をもって、本公募要項に記載された内容を承諾したものとみなします。

② 応募者から提出された応募書類等の著作権は、それぞれの応募者に帰属します。

③ 応募受付後に辞退する場合は、辞退する理由を具体的に記載した辞退届（任意様式）を提出してください。

④ 決定までの間に選考委員に不正に接触した場合は失格とします。

⑤ 審査後の応募内容の変更は、原則として認めません。整備運営予定事業者が新設の準備を進める中で、審査時の内容と異なる点があった場合、整備運営予定事業者の決定を取り消すことがあります。ただし、介護サービスの向上につながるものや天災等やむを得ない場合は、市と協議の上、変更を認める場合があります。あらかじめ介護保険課へ協議を行ってください。

⑥ ⑤の理由等により整備運営予定事業者の決定が取り消され、これにより事業者が損害を被ったとしても本市は、一切その責任を負いません。

⑦ 月額利用料を著しく高額に設定しないこと。

⑧ 平成２７年４月施行の消防法令改正により、施設にはスプリンクラー等の消防用設備等の設置が義務付けられています。

⑨ 本公募要項に定めのない事項については、本市の指示に従うものとします。

11 提出書類等（既存の法人の場合）

項 目	備 考	様 式
①公募申込書	所定の様式	様式第1号
②定款又は寄附行為	最新のもの	
③法人登記事項証明書	履歴事項全部証明書（発行後3か月以内のもの）	
④介護保険法第70条第2項各号及び同法第115条の2第2項各号の規定に該当しない旨及び暴力団等に該当しない旨の誓約書等	所定の様式	様式第2号
⑤役員等名簿	(1) 所定の様式 (2) 役員名簿に記載の全役員分の住民票（発行後3か月以内のもの）の写し（運転免許証（表裏）の写しも可とする） ※運転免許証（表裏）は、有効期限内であり、かつ、氏名や住所等の変更手続きがなされているものに限る。	(1)様式第3号
⑥市税等の納税証明 （未納がない旨の証明） （発行後3か月以内のもの）	1. 法人 (1) 法人税と消費税及地方消費税に未納の税額がないことを証明するもの ※法人所在地を管轄する税務署で発行されたもの (2) 法人市民税、固定資産税（都市計画税含む）、軽自動車税に未納がないことを証明するもの ※法人所在地の市区町村で発行されたもの 2. 個人（法人役員） (1) 申告所得税及復興特別所得税と消費税及地方消費税に未納の税額がないことを証明するもの ※住所地を管轄する税務署で発行されたもの (2) 個人住民税、固定資産税（都市計画税含む）、軽自動車税に未納がないことを証明するもの ※住所地の市区町村で発行されたもの	1-(1)納税証明書（その3の3） 1-(2)完納証明（未納がないことの証明）（注1） 2-(1)納税証明書（その3の2） 2-(2)完納証明（未納がないことの証明）（注1）
⑦法人概要	(1) 事業経歴・実績 (2) 事業者の基本的事項・代表者の経歴 (3) 事業者の概要（パンフレット可） (4) 現在運営している施設または事業に関する資料 (6) 過去5年分の指導監査改善結果事項報告書（法人） (7) 過去5年分の指導監査改善結果事項報告書（法人が運営する既存施設） (8) 本応募に係る理事会議決等の議事録の写し	(1)～(8)様式任意

⑧決算書、申告書	1. 直近3年間の決算書類 (1) 社会福祉法人の場合 ①法人全体の計算書類（会計基準省令第1号第1様式、第2号第1様式、第3号第1様式） ②事業区分別内訳表（会計基準省令第1号第2様式、第2号第2様式、第3号第2様式） ③社会福祉事業における拠点区分別内訳表（会計基準省令第1号第3様式、第2号第3様式、第3号第3様式） ④公益事業における拠点区分別内訳表（会計基準省令第1号第3様式、第2号第3様式、第3号第3様式） ⑤収益事業における拠点区分別内訳表（会計基準省令第1号第3様式、第2号第3様式、第3号第3様式） ⑥法人全体の注記 ⑦附属明細書 ⑧財産目録 (2) 株式会社等の営利法人の場合 ①貸借対照表 ②損益計算書 ③株主（社員）資本等変動計算書 ④個別注記表 (3) 社団・財団法人等の非営利法人の場合 ①貸借対照表 ②正味財産増減計算書 ③財務諸表の注記 ④附属明細書 ⑤財産目録 ⑥キャッシュ・フロー計算書 (4) NPO法人等の非営利法人の場合 ①活動計算書 ②貸借対照表 ③財務諸表の注記 ④財産目録 2. 直近3年間の法人税申告書写し	1. 法人・企業の既定の様式 2. 別表一、別表四の写し
⑨事業予定の土地、建物に関する権利関係が確認できる書類	1. 共通 (1) 土地・建物の登記事項証明書（全部事項証明書）の写し（発行後3か月以内のもの） 2. 自己所有（予定）の場合（注2） (1) 土地売渡承諾書 (2) 土地売買予約契約書写し 3. 賃借（予定含む）の場合 (1) 借地契約書写し (2) 借地に関する合意書	2-(1)～2-(2)様式任意 3-(1)～3-(2)様式任意
⑩運営理念等について	イ 運営理念 ロ 基本方針 ハ サービスの質を向上させるための目標・方策	様式第4号

⑪資金計画書	(1) 施設整備資金計画 (2) 資金収支計画（開設後３年間） (3) 施設利用料金表	(1)～(3)様式任意
⑫サービス実施に係る具体的な運営の考え方について、特筆すべき事項について	イ 防災及び防犯対策への考え方 ロ 感染症予防対策への考え方 ハ 虐待防止対策への考え方 ニ 利用者の状態・意向に配慮したサービス計画作成の考え方 ホ 個人情報管理、プライバシー配慮への考え方 ヘ 苦情処理のための体制構築への考え方 ト 自己評価及び外部評価への考え方 チ 新たな取り組みや独自の取り組みなど、特筆すべき事項	様式第５号
⑬地域との連携に対する考え方について	イ 地域医療機関との連携体制 ロ 地域に開かれた施設としての施策 ハ ボランティアの受け入れ体制 ニ 地域住民への事前説明会の開催	様式第６号
⑭従事職員について	イ 職員の資質向上のための取り組みに対する具体的な考え方 ロ 職員の安定雇用、離職防止のための取り組み等に対する具体的な考え方 ハ 職員配置計画、採用計画（注３）	様式第７号
⑮施設整備面について	イ 土地・建物の所有状況 ロ 施設の立地状況、整備予定地選定の考え方 ハ 施設の設備、居室構成の考え方	様式第８号
⑯事業スケジュール	開設までの日程表等	様式任意
⑰基本計画図面等	事業予定所在地（施設位置図）、事業規模（利用定員等）、設備、部屋別床面積（内法面積がわかるもの）、平面図等、現況写真（事業予定地の土地、建物に関するもの）	様式任意（注４）
⑱様式第４～８号について（要約）	様式第４～８号について要約	様式第９号
⑲その他	建設予定地に関する関係部署との協議内容 ※「１０留意事項」（Ｐ４～Ｐ５）の(4)②に関するもの	任意様式

注１ 令和６年１月１日時点の住所地で発行されるものを提出してください。なお、同内容が確認できる証明書の発行が可能かどうかは、住所地の市区町村へご相談ください。

注２ 所有権を有するが、登記事項証明書上に記載がない場合は、添付してください。（所有権移転登記後間もない等）

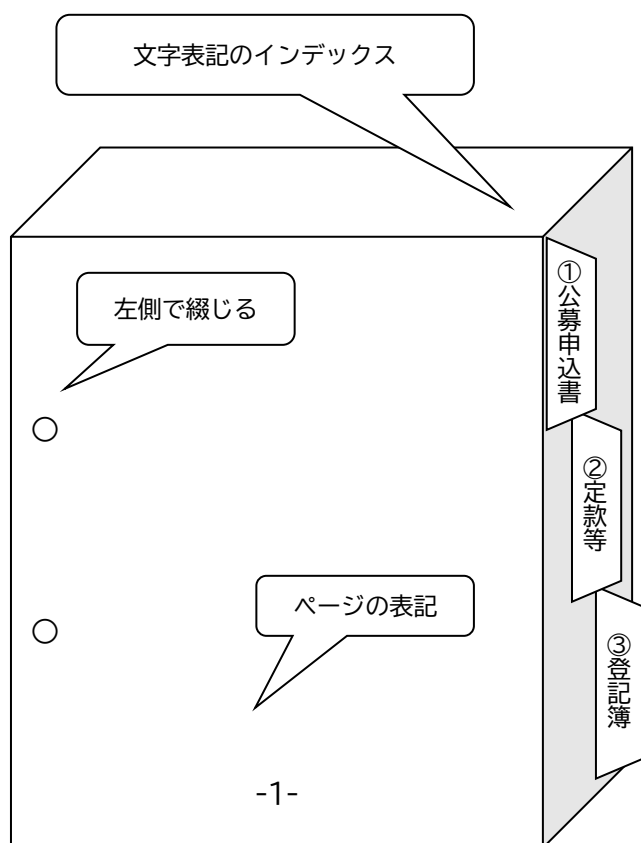
注３ 開設初月の勤務表を添付してください。（入所者は、定員同数としてください。）

注４ 基本計画図面等はＡ３判とし、Ａ４サイズにたたんで綴じてください。また、現況写真は、Ａ４判とし、用紙の片面には最大２枚まで掲載可能とします。

○提出書類の体裁（既存の法人の場合）

提出書類は、以下に記す体裁を整えてください。

- ◆ 全体の目次を付け、ページ番号を付けてください。
- ◆ 正本・副本には項目ごとに、番号と文字表記のインデックスを付けてください。
（番号のみの表示は不可となります。）
- ◆ 1冊にまとめ、バインダーやファイル等で綴ってください。



項目

- ①公募申込書
- ②定款等
- ③登記簿
- ④誓約書等
- ⑤役員等名簿
- ⑥納税証明
- ⑦法人概要
- ⑧決算書、申告書
- ⑨土地・建物の権利関係が確認
できる書類
- ⑩運営理念等
- ⑪資金計画書
- ⑫サービス実施に係る具体的
な運営の考え方、特筆すべき
事項
- ⑬地域との連携
- ⑭従事職員
- ⑮施設整備面
- ⑯事業スケジュール
- ⑰基本計画図面等
- ⑱様式第4～8号（要約）
- ⑲その他

※上記のほか、市長が必要とする書類提出を求めることがあります。

12 提出書類等（新たに設立する法人の場合）

項 目	備 考	様 式
①公募申込書	所定の様式	様式第1号－2
②設立趣意書		様式任意
③介護保険法第70条第2項各号及び同法第115条の2第2項各号の規定に該当しない旨及び暴力団等に該当しない旨の誓約書等	所定の様式	様式第2号
④役員等予定者名簿	(1) 所定の様式 (2) 役員名簿に記載の全役員分の住民票(発行後3か月以内のもの)の写し(運転免許証(表裏)の写しも可とする) ※運転免許証(表裏)は、有効期限内であり、かつ、氏名や住所等の変更手続きがなされているものに限る。	様式第3号
⑤市税等の納税証明(未納がない旨の証明) (発行後3か月以内のもの)	1. 個人(法人役員等予定者) (1) 申告所得税及復興特別所得税と消費税及地方消費税に未納の税額がないことを証明するもの ※住所地を管轄する税務署で発行されたもの (2) 個人住民税、固定資産税(都市計画税含む)、軽自動車税に未納がないことを証明するもの ※住所地の市区町村で発行されたもの	1-(1)納税証明書(その3の2) 1-(2)完納証明(未納がないことの証明)(注1)
⑥母体法人の概要 (母体法人がない場合は不要)	(1) 事業経歴・実績 (2) 事業者の基本的事項・代表者の経歴 (3) 事業者の概要(パンフレット可) (4) 現在運営している施設又は事業に関する資料 (5) 過去5年分の指導監査改善結果事項報告書 (6) 市税等の納税証明書 (ア) 法人税と消費税及地方消費税に未納の税額がないことを証明するもの ※法人所在地を管轄する税務署で発行されたもの (イ) 法人市民税、固定資産税(都市計画税含む)、軽自動車税に未納がないことを証明するもの ※法人所在地の市区町村で発行されたもの	(1)～(4)様式任意 (6)-(ア)納税証明書(その3の3) (6)-(イ)完納証明(未納がないことの証明)(注1)
⑦法人予定計画書	(1) 事業計画 (2) 法人認可のスケジュール (3) 法人代表者就任予定者の履歴書	様式任意

⑧事業予定の土地、建物に関する権利関係が確認できる書類	1. 共通 (1) 土地・建物の登記事項証明書（全部事項証明書）の写し（発行後3か月以内のもの） 2. 自己所有（予定）の場合（注2） (1) 土地売渡承諾書 (2) 土地売買予約契約書写し 3. 賃借（予定含む）の場合 (1) 借地契約書写し (2) 借地に関する合意書	2-(1)～2-(2)様式任意 3-(1)～3-(2)様式任意
⑨運営理念等	イ 運営理念 □ 基本方針 ハ サービスの質を向上させるための目標・方策	様式第4号
⑩資金計画書	(1) 施設整備資金計画 (2) 資金収支計画（開設後3年間） (3) 施設利用料金表	(1)～(3)様式任意
⑪サービス実施に係る具体的な運営の考え方について、特筆すべき事項について	イ 防災及び防犯対策への考え方 □ 感染症予防対策への考え方 ハ 虐待防止対策への考え方 ニ 利用者の状態・意向に配慮したサービス計画作成の考え方 ホ 個人情報管理、プライバシー配慮への考え方 ヘ 苦情処理のための体制構築への考え方 ト 自己評価及び外部評価への考え方 チ 新たな取り組みや独自の取り組みなど、特筆すべき事項	様式第5号
⑫地域との連携に対する考え方について	イ 地域医療機関との連携体制 □ 地域に開かれた施設としての方策 ハ ボランティアの受け入れ体制 ニ 地域住民への事前説明会の開催	様式第6号
⑬従事職員について	イ 職員の資質向上のための取り組みに対する具体的な考え方 □ 職員の安定雇用、離職防止のための取り組み等に対する具体的な考え方 ハ 職員配置計画、採用計画（注3）	様式第7号
⑭施設整備面について	イ 土地・建物の所有状況 □ 施設の立地状況、整備予定地選定の考え方 ハ 施設の設備、居室構成の考え方	様式第8号
⑮事業スケジュール	開設までの日程表等	様式任意
⑯基本計画図面等	事業予定所在地（施設位置図）、事業規模（利用定員等）、設備、部屋別床面積（内法面積がわかるもの）、平面図等、現況写真（事業予定地の土地、建物に関するもの）	様式任意（注4）
⑰様式第4～8号について（要約）	様式第4～8号について要約	様式第9号

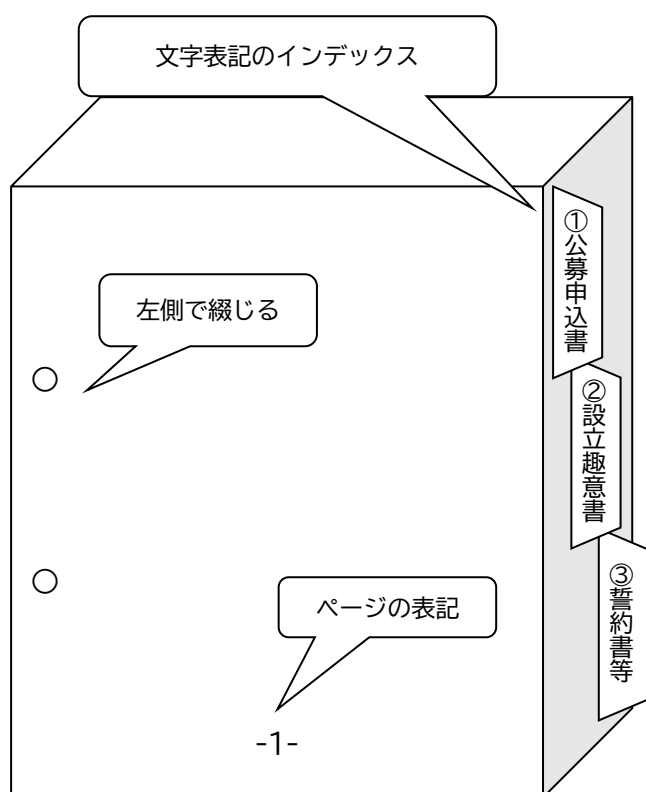
⑱その他	建設予定地に関する関係部署との協議内容 ※「10留意事項」(P4～P5)の(4)②に関するもの	任意様式
------	--	------

- 注1 令和6年1月1日時点の住所地で発行されるものを提出してください。なお、同内容が確認できる証明書の発行が可能かどうかは、住所地の市区町村へご相談ください。
- 注2 所有権を有するが、登記事項証明書上に記載がない場合は、添付してください。(所有権移転登記後間もない等)
- 注3 開設初月の勤務表を添付してください。(入所者は、定員同数としてください。)
- 注4 基本計画図面等はA3判とし、A4サイズにたたんで綴じてください。また、現況写真は、A4判とし、用紙の片面には最大2枚まで掲載可能とします。

○提出書類の体裁（新たに設立する法人の場合）

提出書類は、以下に記す体裁を整えてください。

- ◆ 全体の目次を付け、ページ番号を付けてください。
- ◆ 正本・副本には項目ごとに、番号と文字表記のインデックスを付けてください。
(番号のみの表示は不可となります。)
- ◆ 1冊にまとめ、バインダーやファイル等で綴ってください。



項目

- ①公募申込書
- ②設立趣意書
- ③誓約書等
- ④役員等予定者名簿
- ⑤納税証明
- ⑥母体法人の概要
- ⑦法人予定計画書
- ⑧土地・建物の権利関係が確認できる書類
- ⑨運営理念等
- ⑩資金計画書
- ⑪サービス実施に係る具体的な運営の考え方、特筆すべき事項
- ⑫地域との連携
- ⑬従事職員
- ⑭施設整備面
- ⑮事業スケジュール
- ⑯基本計画図面等
- ⑰様式第4～8号（要約）
- ⑱その他

※上記のほか、市長が必要とする書類提出を求めることがあります。

13 応募様式（様式第1号及び1号－2～様式第9号）

様式第1号

令和 年 月 日

福島市長

所在地
申込者 法人名
代表者職氏名

令和8年度整備分（介護予防）特定施設入居者生活介護【介護専用型以外】
施設整備運営事業者公募申込書（既存の社会福祉法人）

このことについて、下記提出書類を添えて応募します。

記

1 提出書類

- (1) 定款又は寄附行為
- (2) 法人登記事項証明書
- (3) 介護保険法第70条第2項各号及び同法第115条の2第2項各号の規定に該当しない旨及び暴力団等に該当しない旨の誓約書等（様式第2号）
- (4) 役員等名簿（様式第3号）
- (5) 市税等の納税証明（未納がない旨の証明）
- (6) 法人概要
- (7) 決算書、申告書
- (8) 事業予定の土地、建物に関する権利関係が確認できる書類
- (9) 運営理念等（様式第4号）
- (10) 資金計画書
- (11) サービス実施に係る具体的な運営の考え方、特筆すべき事項（様式第5号）
- (12) 地域との連携（様式第6号）
- (13) 従事職員（様式第7号）
- (14) 施設整備面（様式第8号）
- (15) 事業スケジュール
- (16) 基本計画図面等
- (17) 様式第4～8号について（要約）（様式第9号）
- (18) その他

2 担当者連絡先

法人住所	〒
法人名	
担当者氏名	
電話番号	
メールアドレス	

福島市長

所在地
 申込者 法人名
 代表者職氏名

令和8年度整備分（介護予防）特定施設入居者生活介護【介護専用型以外】
 施設整備運営事業者公募申込書（新たに設立する法人）

このことについて、下記提出書類を添えて応募します。

記

1 提出書類

- (1) 設立趣意書
- (2) 介護保険法第70条第2項各号及び同法第115条の2第2項各号の規定に該当しない旨及び暴力団等に該当しない旨の誓約書等（様式第2号）
- (3) 役員等予定者名簿（様式第3号）
- (4) 市税等の納税証明（未納がない旨の証明）
- (5) 母体法人の概要
- (6) 法人予定計画書
- (7) 事業予定の土地、建物に関する権利関係が確認できる書類
- (8) 運営理念等（様式第4号）
- (9) 資金計画書
- (10) サービス実施に係る具体的な運営の考え方、特筆すべき事項（様式第5号）
- (11) 地域との連携（様式第6号）
- (12) 従事職員（様式第7号）
- (13) 施設整備面（様式第8号）
- (14) 事業スケジュール
- (15) 基本計画図面等
- (16) 様式第4～8号について（要約）（様式第9号）
- (17) その他

2 担当者連絡先

法人住所	〒
法人名	
担当者氏名	
電話番号	
メールアドレス	

様式第2号

介護保険法第70条第2項各号及び同法第115条の2第2項各号の規定に該当しない旨
及び暴力団等に該当しない旨の誓約書

令和 年 月 日

福島市長

所在地
申込者 法人名
代表者職氏名

本公募申込者、公募申込法人の役員及び管理者は、介護保険法第70条第2項各号及び同法第115条の2第2項各号に該当しない者であることを誓約します。

また、福島市暴力団排除条例（平成24年3月27日条例第10号）の主旨に基づき、下記の事項について誓約するとともに、必要な情報の調査をすることについて承諾します。

記

- 1 本公募申込者、公募申込法人の役員及び管理者は、次のいずれにも該当しません。
 - (1) 暴力団（福島市暴力団排除条例第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
 - (2) 暴力団員（福島市暴力団排除条例第2条第2号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
 - (3) 社会的非難関係者（暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者として福島県暴力団排除条例施行規則（平成23年6月10日福島県公安委員会規則第5号）第4条に規定する社会的非難関係者をいう。以下同じ。）
 - (4) その他暴力団または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有するもの
- 2 本公募申込者、公募申込法人の役員及び管理者は、1(1)から(4)に該当する者との関係を有していません。
- 3 役員等名簿（様式第3号）及び住民票（発行後3か月以内のもの）の写し（住民票の写しに代えて運転免許証（表裏）の写しでも可。ただし、有効期限内であり、氏名や住所等の変更手続きがなされているものに限る。）を提出します。名簿に記載された全ての者は、1(1)から(4)に該当するかどうかの確認のため、警察に対してこの名簿による照会が行われる場合があること及び警察に住民票（発行後3か月以内のもの）の写し（住民票の写しに代えて運転免許証（表裏）の写しでも可。ただし、有効期限内であり、氏名や住所等の変更手続きがなされているものに限る。）を提供することに同意しています。

(介護保険法第70条第2項各号)

- 一 申請者が都道府県の条例で定める者でないとき。
- 二 当該申請に係る事業所の従業者の知識及び技能並びに人員が、第七十四条第一項の都道府県の条例で定める基準及び同項の都道府県の条例で定める員数を満たしていないとき。
- 三 申請者が、第七十四条第二項に規定する指定居宅サービスの事業の設備及び運営に関する基準に従って適正な居宅サービス事業の運営をすることができないと認められるとき。
- 四 申請者が、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。
- 五 申請者が、この法律その他国民の保健医療若しくは福祉に関する法律で政令で定めるものの規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。
- 五の二 申請者が、労働に関する法律の規定であって政令で定めるものにより罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。
- 五の三 申請者が、社会保険各法又は労働保険の保険料の徴収等に関する法律(昭和四十四年法律第八十四号)の定めるところにより納付義務を負う保険料、負担金又は掛金(地方税法の規定による国民健康保険税を含む。以下この号、第七十八条の二第四項第五号の三、第七十九条第二項第四号の三、第九十四条第三項第五号の三、第七十七条第三項第七号、第百十五条の二第二項第五号の三、第百十五条の十二第二項第五号の三、第百十五条の二十二第二項第四号の三及び第二百三条第二項において「保険料等」という。)について、当該申請をした日の前日までに、これらの法律の規定に基づく滞納処分を受け、かつ、当該処分を受けた日から正当な理由なく三月以上の期間にわたり、当該処分を受けた日以降に納期限の到来した保険料等の全て(当該処分を受けた者が、当該処分に係る保険料等の納付義務を負うことを定める法律によって納付義務を負う保険料等に限る。第七十八条の二第四項第五号の三、第七十九条第二項第四号の三、第九十四条第三項第五号の三、第七十七条第三項第七号、第百十五条の二第二項第五号の三、第百十五条の十二第二項第五号の三及び第百十五条の二十二第二項第四号の三において同じ。)を引き続き滞納している者であるとき。
- 六 申請者(特定施設入居者生活介護に係る指定の申請者を除く。)が、第七十七条第一項又は第百十五条の三十五第六項の規定により指定(特定施設入居者生活介護に係る指定を除く。)を取り消され、その取消しの日から起算して五年を経過しない者(当該指定を取り消された者が法人である場合においては、当該取消しの処分に係る行政手続法第十五条の規定による通知があった日前六十日以内に当該法人の役員(業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他のいかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。第五節及び第二百三条第二項において同じ。)又はその事業所を管理する者その他の政令で定める使用人(以下「役員等」という。)であった者で当該取消しの日から起算して五年を経過しないものを含み、当該指定を取り消された者が法人でない事業所である場合においては、当該通知があった日前六十日以内に当該事業所の管理者であった者で当該取消しの日から起算して五年を経過しないものを含む。)であるとき。ただし、当該指定の取消しのうち当該指定の取消しの理由となった事実及び当該事実の発生を防止するための当該指定居宅サービス事業者による業務管理体制の整備についての取組の状況その他の当該事実に関して当該指定居宅サービス事業者が有していた責任の程度を考慮して、この号本文に規定する指定の取消しに該当しないこととすることが相当であると認められるものとして厚生労働省令で定めるものに該当する場合を除く。
- 六の二 申請者(特定施設入居者生活介護に係る指定の申請者に限る。)が、第七十七条第一項又は第百十五条の三十五第六項の規定により指定(特定施設入居者生活介護に係る指定に限る。)を取り消され、その取消しの日から起算して五年を経過しない者(当該指定を取り消された者が法人である場合においては、当該取消しの処分に係る行政手続法第十五条の規定による通知があった日前六十日以内に当該法人の役員等であった者で当該取消しの日から起算して五年を経過しないものを含み、当該指定を取り消された者が法人でない事業所である場合においては、当該通知があった日前六十日以内に当該事業所の管理者であった者で当該取消しの日から起算して五年を経過しないものを含む。)であるとき。ただし、当該指定の取消しが、指定居宅サービス事業者の指定の取消しのうち当該指定の取消しの理由となった事実及び当該事実の発生を防止するための当該指定居宅サービス事業者による業務管理体制の整備についての取組の状況その他の当該事実に関して当該指定居宅サービス事業者が有していた責任の程度を考慮して、この号本文に規定する指定の取消しに該当しないこととすることが相当であると認められるものとして厚生労働省令で定めるものに該当する場合を除く。
- 六の三 申請者と密接な関係を有する者(申請者(法人に限る。以下この号において同じ。))の株式の所有その他の事由を通じて当該申請者の事業を実質的に支配し、若しくはその事業に重要な影響を与える関係にある者として厚生労働省令で定めるもの(以下この号において「申請者の親会社等」という。))、申請者の親会社等が株式の所有その他の事由を通じてその事業を実質的に支配し、若しくはその事業に重要な影響を与える関係にある者として厚生労働省令で定めるもの又は当該申請者が株式の所有その他の事由を通じてその事業を実質的に支配し、若しくはその事業に重要な影響を与える関係にある者として厚生労働省令で定めるもののうち、当該申請者と厚生労働省令で定める密接な関係を有する法人をいう。以下この章において同じ。)が、第七十七条第一項又は第百十五条の三十五第六項の規定により指定を取り消され、その取消しの日から起算して五年を経過していないとき。ただし、当該指定の取消しが、指定居宅サービス事業者の指定の取消しのうち当該指定の取消しの理由となった事実及び当該事実の発生を防止するための当該指定居宅サービス事業者による業務管理体制の整備についての取組の状況その他の当該事実に関して当該指定居宅サービス事業者が有していた責任の程度を考慮して、この号本文に規定する指定の取消しに該当しないこととすることが相当であると認められるものとして厚生労働省令で定めるものに該当する場合を除く。
- 七 申請者が、第七十七条第一項又は第百十五条の三十五第六項の規定による指定の取消しの処分に係る行政手続法第十五条の規定による通知があった日から当該処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの間に第七十五条第二項の規定による事業の廃止の届出をした者(当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。)で、当該届出の日から起算して五年を経過しないものであるとき。
- 七の二 申請者が、第七十六条第一項の規定による検査が行われた日から聴聞決定予定日(当該検査の結果に基づき第七十七条第一項の規定による指定の取消しの処分に係る聴聞を行うか否かの決定をすることが見込まれる日として厚生労働省令で定めるところにより都道府県知事が当該申請者に当該検査が行われた日から十日以内に特定の日を通知した場合を除く当該特定の日をいう。)までの間に第七十五条第二項の規定による事業の廃止の届出をした者(当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。)で、当該届出の日から起算して五年を経過しないものであるとき。
- 八 第七号に規定する期間内に第七十五条第二項の規定による事業の廃止の届出があった場合において、申請者が、同号の通知の日前六十日以内に当該届出に係る法人(当該事業の廃止について相当の理由がある法人を除く。)の役員等又は当該届出に係る法人でない事業所(当該事業の廃止について相当の理由があるものを除く。)の管理者であった者で、当該届出の日から起算して五年を経過しないものであるとき。
- 九 申請者が、指定の申請前五年以内に居宅サービス等に関し不正又は著しく不当な行為をした者であるとき。
- 十 申請者(特定施設入居者生活介護に係る指定の申請者を除く。)が、法人で、その役員等のうちに第四号から第六号まで又は第七号から前号までのいずれかに該当する者のあるものであるとき。
- 十の二 申請者(特定施設入居者生活介護に係る指定の申請者に限る。)が、法人で、その役員等のうちに第四号から第五号の三まで、第六号の二又は第七号から第九号までのいずれかに該当する者のあるものであるとき。
- 十一 申請者(特定施設入居者生活介護に係る指定の申請者を除く。)が、法人でない事業所で、その管理者が第四号から第六号まで又は第七号から第九号までのいずれかに該当する者であるとき。
- 十二 申請者(特定施設入居者生活介護に係る指定の申請者に限る。)が、法人でない事業所で、その管理者が第四号から第五号の三まで、第六号の二又は第七号から第九号までのいずれかに該当する者であるとき。

(介護保険法第115条の2第2項各号)

- 一 申請者が都道府県の条例で定める者でないとき。
- 二 当該申請に係る事業所の従業者の知識及び技能並びに人員が、第百十五条の四第一項の都道府県の条例で定める基準及び同項の都道府県の条例で定める員数を満たしていないとき。
- 三 申請者が、第百十五条の四第二項に規定する指定介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準又は指定介護予防サービスの事業の設備及び運営に関する基準に従って適正な介護予防サービス事業の運営をすることができないと認められるとき。
- 四 申請者が、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。
- 五 申請者が、この法律その他国民の保健医療若しくは福祉に関する法律で政令で定めるものの規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。
- 五の二 申請者が、労働に関する法律の規定であって政令で定めるものにより罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。
- 五の三 申請者が、保険料等について、当該申請をした日の前日までに、納付義務を定めた法律の規定に基づく滞納処分を受け、かつ、当該処分を受けた日から正当な理由なく三月以上の期間にわたり、当該処分を受けた日以降に納期限の到来した保険料等の全てを引き続き滞納している者である

とき。

六 申請者（介護予防特定施設入居者生活介護に係る指定の申請者を除く。）が、第百十五条の九第一項又は第百十五条の三十五第六項の規定により指定（介護予防特定施設入居者生活介護に係る指定を除く。）を取り消され、その取消しの日から起算して五年を経過しない者（当該指定を取り消された者が法人である場合においては、当該取消しの処分に係る行政手続法第十五条の規定による通知があった日前六十日以内に当該法人の役員等であった者で当該取消しの日から起算して五年を経過しないものを含み、当該指定を取り消された者が法人でない事業所である場合においては、当該通知があった日前六十日以内に当該事業所の管理者であった者で当該取消しの日から起算して五年を経過しないものを含む。）であるとき。ただし、当該指定の取消しが、指定介護予防サービス事業者の指定の取消しのうち当該指定の取消しの処分の理由となった事実及び当該事実の発生を防止するための当該指定介護予防サービス事業者による業務管理体制の整備についての取組の状況その他の当該事実に関して当該指定介護予防サービス事業者が有していた責任の程度を考慮して、この号本文に規定する指定の取消しに該当しないこととすることが相当であると認められるものとして厚生労働省令で定めるものに該当する場合を除く。

六の二 申請者（介護予防特定施設入居者生活介護に係る指定の申請者に限る。）が、第百十五条の九第一項又は第百十五条の三十五第六項の規定により指定（介護予防特定施設入居者生活介護に係る指定に限る。）を取り消され、その取消しの日から起算して五年を経過しない者（当該指定を取り消された者が法人である場合においては、当該取消しの処分に係る行政手続法第十五条の規定による通知があった日前六十日以内に当該法人の役員等であった者で当該取消しの日から起算して五年を経過しないものを含み、当該指定を取り消された者が法人でない事業所である場合においては、当該通知があった日前六十日以内に当該事業所の管理者であった者で当該取消しの日から起算して五年を経過しないものを含む。）であるとき。ただし、当該指定の取消しが、指定介護予防サービス事業者の指定の取消しのうち当該指定の取消しの処分の理由となった事実及び当該事実の発生を防止するための当該指定介護予防サービス事業者による業務管理体制の整備についての取組の状況その他の当該事実に関して当該指定介護予防サービス事業者が有していた責任の程度を考慮して、この号本文に規定する指定の取消しに該当しないこととすることが相当であると認められるものとして厚生労働省令で定めるものに該当する場合を除く。

六の三 申請者と密接な関係を有する者が、第百十五条の九第一項又は第百十五条の三十五第六項の規定により指定を取り消され、その取消しの日から起算して五年を経過していないとき。ただし、当該指定の取消しが、指定介護予防サービス事業者の指定の取消しのうち当該指定の取消しの処分の理由となった事実及び当該事実の発生を防止するための当該指定介護予防サービス事業者による業務管理体制の整備についての取組の状況その他の当該事実に関して当該指定介護予防サービス事業者が有していた責任の程度を考慮して、この号本文に規定する指定の取消しに該当しないこととすることが相当であると認められるものとして厚生労働省令で定めるものに該当する場合を除く。

七 申請者が、第百十五条の九第一項又は第百十五条の三十五第六項の規定による指定の取消しの処分に係る行政手続法第十五条の規定による通知があった日から当該処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの間に第百十五条の五第二項の規定による事業の廃止の届出をした者（当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。）で、当該届出の日から起算して五年を経過しないものであるとき。

七の二 申請者が、第百十五条の七第一項の規定による検査が行われた日から聴聞決定予定日（当該検査の結果に基づき第百十五条の九第一項の規定による指定の取消しの処分に係る聴聞を行うか否かの決定をすることが見込まれる日として厚生労働省令で定めるところにより都道府県知事が当該申請者に当該検査が行われた日から十日以内に特定の日を通知した場合における当該特定の日をいう。）までの間に第百十五条の五第二項の規定による事業の廃止の届出をした者（当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。）で、当該届出の日から起算して五年を経過しないものであるとき。

八 第七号に規定する期間内に第百十五条の五第二項の規定による事業の廃止の届出があった場合において、申請者が、同号の通知の日前六十日以内に当該届出に係る法人（当該事業の廃止について相当の理由がある法人を除く。）の役員等又は当該届出に係る法人でない事業所（当該事業の廃止について相当の理由があるものを除く。）の管理者であった者で、当該届出の日から起算して五年を経過しないものであるとき。

九 申請者が、指定の申請前五年以内に居宅サービス等に関し不正又は著しく不当な行為をした者であるとき。

十 申請者（介護予防特定施設入居者生活介護に係る指定の申請者を除く。）が、法人で、その役員等のうちに第四号から第六号まで又は第七号から前号までのいずれかに該当する者のあるものであるとき。

十の二 申請者（介護予防特定施設入居者生活介護に係る指定の申請者に限る。）が、法人で、その役員等のうちに第四号から第五号の三まで、第六号の二又は第七号から第九号までのいずれかに該当する者のあるものであるとき。

十一 申請者（介護予防特定施設入居者生活介護に係る指定の申請者を除く。）が、法人でない事業所で、その管理者が第四号から第六号まで又は第七号から第九号までのいずれかに該当する者であるとき。

十二 申請者（介護予防特定施設入居者生活介護に係る指定の申請者に限る。）が、法人でない事業所で、その管理者が第四号から第五号の三まで、第六号の二又は第七号から第九号までのいずれかに該当する者であるとき。

様式第3号

役員等名簿			
ふりがな	生 年 月 日	住 所	就任年月日
氏 名	役職名	電話番号	
		(〒 -)	
		TEL	
		(〒 -)	
		TEL	
		(〒 -)	
		TEL	
		(〒 -)	
		TEL	
		(〒 -)	
		TEL	
		(〒 -)	
		TEL	
		(〒 -)	
		TEL	
		(〒 -)	
		TEL	

備 考

- 1 当該法人の役員（業務を執行する社員、取締役、執行役またはこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役またはこれらに準ずる者と同等の支配力を有するものと認められる者を含む。）及び事業所の管理者について記載してください。（社会福祉法人においては、評議員を含む。）
- 2 記入欄が不足する場合は、適宜欄を設けるなどして記載してください。
- 3 役員等名簿に記載の全役員分の住民票（発行後3か月以内のもの）の写し（住民票の写しに代えて運転免許証（表裏）の写しでも可。ただし、有効期限内であり、氏名や住所等の変更手続きがなされているものに限る。）を添付してください。

イ 運営理念	
ロ 基本方針	
ハ サービスの質を向上させるための目標・方策	

法人名

サービス実施に係る具体的な運営の考え方について

※各基準で定める整備が必要な内容のほか、入居者への配慮や職員への対応を含め記入すること。

イ 防災及び防犯対策への考え方

□ 感染症予防対策への考え方

ハ 虐待防止対策への考え方

法人名

二 利用者の状態・意向に配慮したサービス計画作成の考え方

ホ 個人情報管理、プライバシー配慮への考え方

ハ 苦情処理のための体制構築への考え方

法人名

ト 自己評価及び外部評価への考え方

--

特筆すべき事項について

チ 新たな取り組みや独自の取り組みなど、特筆すべき事項

※様式第4号から様式第9号に記入した内容のほか、特筆すべき事項について記入すること。

--

法人名

地域との連携に対する考え方について

イ 地域医療機関との連携体制

ロ 地域に開かれた施設としての施策

ハ ボランティアの受け入れ体制

法人名

二 地域住民への事前説明会の開催

--

法人名

従事職員について

イ 職員の資質向上のための取り組みに対する具体的な考え方
ロ 職員の安定雇用、離職防止のための取り組み等に対する具体的な考え方 ※勤務条件のほか、職員負担軽減や職場環境整備等を含め記入すること。
ハ 職員配置計画、採用計画（別途、勤務表を添付すること） ※採用を予定する職種、人数を記入し、採用に向けた計画を記入すること

法人名

施設整備面について

イ 土地・建物の所有状況（該当に○してください）

【土地】 自己所有（予定） ・ 賃借（予定）（賃貸借期間 年）

【建物】 自己所有（予定） ・ 賃借（予定）（賃貸借期間 年）

□ 施設の立地状況、整備予定地選定の考え方

ハ 施設の設備、居室構成の考え方

様式第9号

(※記入の際は、半角文字は使用せず、フォントサイズは11ptとしてください。)

法人名

様式第4～8号について（要約）

※様式第4～8号について、ポイントになる部分を要約し記入してください。（100字程度）

1 運営理念等について（様式第4号）	
項 目	内容要約
イ 運営理念	
ロ 基本方針	
ハ サービスの質を向上させるための目標・方策	
2 サービス実施に係る具体的な運営の考え方について（様式第5号）	
項 目	内容要約
イ 防災及び防犯対策への考え方	
ロ 感染症予防対策への考え方	
ハ 虐待防止対策への考え方	
ニ 利用者の状態・意向を配慮したサービス計画作成の考え方	
ホ 個人情報管理、プライバシー配慮への考え方	

ヘ	苦情処理のための体制 構築への考え方	
ト	自己評価や外部評価への 考え方	
チ	新たな取り組みや独自の 取り組みなど、特筆す べき事項	
3 地域との連携に対する考え方について（様式第6号）		
	項 目	内容要約
イ	地域医療機関との連携 体制	
ロ	地域に開かれた施設と しての施策	
ハ	ボランティアの受け入 れ体制	
ニ	地域住民への事前説明 会の開催	
4 従事職員について（様式第7号）		
	項 目	内容要約
イ	職員の資質向上のため の取り組みに対する具 体的な考え方	
ロ	職員の安定雇用のため の取り組みに対する具 体的な考え方	
ハ	職員配置計画、採用計画	

5 施設整備面について（様式第8号）		
	項 目	内容要約
	□ 施設の立地状況、整備予定地選定の考え方	
	ハ 施設の整備、居室構成の考え方	